常設　随時
重大事案

いじめ対策推進基本法案（概要）

いじめの禁止！
（国民の意識改革）

文部科学省

いじめ対策協議会
（いじめ経験者等の参画）

意見 →

国（文科大臣）

○いじめ対策基本計画
○運用ガイドライン

地域いじめ対策協議会（※県レベルで義務設置）
・教委、弁護士会、法務局、警察、児童相談所、民生委員協議会、
臨床心理士、保護者会など関係機関の連携の在り方について協議する。

教育委員会

○地域いじめ対策計画
・対策の基本方針
・関係者の連携のあり方
・未然防止、早期発見、支援・解決のあり方　等

地域いじめ対策委員会
（地域いじめ対策主事、いじめ被害者保護者、専門家、有識者等の参画）

・地域いじめ対策計画案の策定、実行評価
・いじめ事案の通報、調査・解決の対応

対策特別委員会
・複数校区のいじめ事案、重大ないじめ事案への調査・解決の対応
・第三者のみで構成可能
・いじめ被害者・その保護者の意見確保

学校

○学校いじめ対策計画
・いじめ防止教育、研修等のプログラム
・関係者の連携のあり方
・対応マニュアルの策定　等

学校いじめ対策委員会
（学校いじめ対策主任、複数教員、保護者、地域住民、専門家等の参画）

・学校いじめ対策計画案の策定、実行評価
・いじめ事案の通報窓口、調査・解決の対応

対策特別委員会
・重大事案の調査・解決の対応
・第三者のみで構成可能
・いじめ被害者・その保護者の意見確保

※「学校いじめ対策委員会」の構成等については、CS運営評議会などの既存の人材や取り組みの柔軟な活用が可能

県・市町村

いじめ事案調査委員会（※任意設置）
・第三者が教委、学校の対応を調査

重大事案

※私立・国立等も都道府県知事等による措置要請等を規定

・**いじめの禁止規定**（いじめ行為、教師の助長、放置を禁止）
・加害児童生徒への指導処分基準の定めと周知公表
・警察への通報義務化（犯罪行為）、警察補導の適用化
・法務局への報告の原則義務化（被害者等の同意で解除）
・インターネットを利用して行われるいじめ対策の推進（書き込み削除支援含む）
・いじめ対策に係る人材の確保及び資質の向上（教育大講座開設含む）
・学校による保護者への説明責任
・調査情報の共有のあり方等のルール化　等